平成２７年（フ）第７２号
三重県名張市桔梗が丘４番町２街区３番地、前住所三重県伊賀市小田町756番地１　エバーウィン205
債務者　正田　友紀
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３７１号
奈良市南京終町20番地の９　プチハイツ奈良302号
債務者　内田　尚樹
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４０２号
奈良市三条川西町２番１－302号
債務者　山地　雄貴
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８５号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手842番地の１阪和阪手ドミールＢ棟202号室
債務者　辻田　靖二
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
奈良県宇陀市室生下田口1216番地　室生園、前住所奈良県宇陀市室生西谷134番地の24
債務者　杉中　　成
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
鳥取県鳥取市徳尾68番地１　県住57－１－７号
債務者　段田　知明
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３８号
鳥取県米子市皆生５丁目４番50号　市住８Ｒ１－306号、前住所鳥取県米子市淀江町西原321番地14
債務者　生田　明美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８５０号
広島市南区本浦町17番６－201号、住民票上の住所広島市南区黄金山町３番２号
債務者　中村　尚子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３５号
大分県別府市大字南立石2171番地の４　市営緑ヶ丘住宅Ａ－302号
債務者　松本　　恵
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６号
宮崎県延岡市日の出町１丁目17番地13　矢野アパート　６、前住所宮崎県延岡市塩浜町４丁目1713番地18
債務者　日髙　三樹
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４１９号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目25番24号（樋脇ハイツ301号）
債務者　森　小百合
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
鹿児島県鹿児島市吉野町1234番地（スパロー吉野205号）
債務者　寺田　修一
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２９号
鹿児島県鹿児島市城山１丁目31番19号
債務者　村野　弘子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
宮城県大崎市田尻蕪栗字林内39番地２
債務者　佐藤千津子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
宮城県大崎市古川旭５丁目７番21号　宮城県援護寮、住民票上の住所宮城県大崎市古川七日町９番７号
債務者　佐藤　勇樹
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
山口県下松市大字河内561番地６　県営住宅１号棟304号
債務者　原田　智美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　山口地方裁判所周南支部